最終保障供給約款新旧対照表

新約款					旧約款			
附則			変更	附則	附則			
1. この <u>最終保障約款</u> は、平成29年4月1日から実施いたします。				この最終保障	この最終保障供給約款は、平成29年4月1日から実施いたします。			
附則			変更		附則			
1. この <u>最終保障約款</u> は、令和 元年5月1日から実施いたします。				この最終保障	この最終保障供給約款は、令和 元年5月1日から実施いたします。			
<u>附 則</u>			追加					
	N N N N N N N N N N							
2. この最終	冬保障約款の実施に伴う切替措置							
当社は、	令和元年9月30日以前から継続して供給	し、令和元年10月1日から令和元年						
10月31日	までの間に支払い義務が初めて発生する料	金については、この最終保障約款の						
変更前の最	変更前の最終保障約款に基づき料金を算定するものといたします。							
(Dilata Me o)	Metro Lee Joi A. da			(Pittaka fishe o)	No. FT. 1. ve Jol A. Ja			
(別表第6) 適用する料金表					(別表第6) 適用する料金表			
3. 料金表A (消費税等相当額を含みます。)			変更	3. 料金表 A	3. 料金表A (消費税等相当額を含みます。)			
(1)基本料	斗金			(1)基本料	斗金			
	1 か月及びガスメーター 1 個につき	858.00円(税込)			1か月及びガスメーター1個につき	842.40円(税込)		
		780円(税別)				780円 (税別)		
(2) 基準単位料金				(2)基準単	(2) 基準単位料金			
	1 立方メートルにつき	266.1120円(税込)			1 立方メートルにつき	261.2736円(税込)		
1 11/1/	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	241.92円(税別)				241.92円(税別)		

新約款					旧約款			
(3) 調整単位料金			変更	(3)調整単	(3) 調整単位料金			
(2) の各基準単位料金をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金			料金	(2) の各基	(2) の各基準単位料金をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位			
といたします。				といたし	といたします。			
4. 料金表B			変更		4. 料金表B			
(1) 基本料金			,	(1)基本料	(1) 基本料金			
1ヵ月及びガスっ	ノーター 1 個につき	1,452.00円(税込)			1 か月及びガスメーター1 個につき	1,425.60円(税込)		
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1か月及びガスメーター1個につき	1,320円(税別)				1,320円(税別)		
(2) 基準単位料金				(2) 基準単	(2) 基準単位料金			
	1 立方メートルにつき	229.6470円(税込)			1立方メートルにつき	225.4716円(税込)		
1 立方メートルに		208.77円(税別)				208.77円 (税別)		
(3)調整単位料金			変更	(3)調整単	位料金			
(2) の各基準単位料金をもとん	こ23の規定により算気	 Eした1立方メートル当たりの単位	料金	(2) の各基	準単位料金をもとに23の規定により算済	定した1立方メートル当たりの単位料金		
といたします。				といたし	といたします。			
5. 料金表C			変更	5. 料金表C	5. 料金表C			
(1) 基本料金			(1) 基本料金					
	1か月及びガスメーター1個につき	4,742.10円(税込)			1か月及びガスメーター1個につき	4,655.88円(税込)		
1か月及びガス>		4,311円(税別)				4,311円(税別)		

新約款				旧約款		
(2) 基準単位料金				(2) 基準単位料金		
	1立方メートルにつき	209.4510円(税込)			1立方メートルにつき	205.6428円(税込)
		190.41円(税別)				190.41円(税別)
(3)調整	(3) 調整単位料金			(3) 調整単位料金		
(2) の各基準単位料金をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。				(2) の各基準単位料金をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位といたします。		